

令和4年生駒市教育委員会

第9回定例会 議案

令和4年9月26日

生駒市教育委員会



令和4年生駒市教育委員会(第9回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第11号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和4年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第12号	令和3年度決算報告について	9



報告第11号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和4年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について)

令和4年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和4年8月31日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和4年9月26日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算(第6回)
- ・ 生駒市子ども未来基金条例の制定について

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 管 理 事 業	11,462
	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	13,838

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	844,406	215	844,621	2 児童福祉費補助金	215	母子自立支援事業補助金	
計	2,248,353	974	2,249,327				

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財源				
					国県支出金	その他			
1 児童福祉総務費	3,005,650	800,000	3,805,650			800,000	24 積立金	こども未来基金	
4 母子父子福祉費	340,383	430	340,813	215 (国補)	215	215	18 負担金補助及び交付金	養育費確保支援事業補助金	
計	7,000,006	800,430	7,800,436	215		800,215			

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財源				
					国県支出金	その他			
2 心の教育活動事業費	39,168	1,959	41,127			1,959	1 報酬	パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等		
							8 旅費	普通旅費 費用弁償	26 49
							10 需用費	消耗品費	
							17 備品購入費	学校用備品	
計	430,487	1,959	432,446			1,959			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財源				
					国県支出金	その他			
1 学校管理費	329,981	13,046	343,027			13,046	14 工事請負費	学校施設改修工事	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特 定 地 方 支 出 金	財 源 の 他			
計	433,695	13,046	446,741			13,046			

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特 定 地 方 支 出 金	財 源 の 他			
1 学校管理費	209,646	2,772	212,418			2,772	14 工事請負費	2,772 学校施設改修工事	
計	321,527	2,772	324,299			2,772			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特 定 地 方 支 出 金	財 源 の 他			
1 幼稚園費	830,215	4,583	834,798			4,583	14 工事請負費	4,583 各園施設整備工事	
計	894,915	4,583	899,498			4,583			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特 定 地 方 支 出 金	財 源 の 他			
2 生涯学習施設費	471,013	14,775	485,788			14,775	12 委託料	937 調査委託料 設計・監理等委託料	
3 図書館費	323,934	3,891	327,825			3,891	14 工事請負費	13,838 生涯学習施設整備工事	
							10 需用費	49 消耗品費	
							11 役務費	66 自動車保険料	

											12 委託料	52	図書館システム等業務委託料
											17 備品購入費	3,713	事務用備品 公用車 図書館用備品
											26 公課費	11	自動車重量税
計	1,000,189	18,666	1,018,855						18,666				

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	区分	金額	説明
				特 国県支出金	地方 債	その他				
2 体育施設費	355,217	30,821	386,038				一般財源	110	調査委託料	
計	1,966,298	30,821	1,997,119				30,821	30,711	各体育施設改修工事	

[単位 千円]



議案第 71 号

生駒市子ども未来基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども未来基金条例

(設置)

第1条 安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進し、及び本市の未来を担う子どもたちの健やかな成長に資するための教育環境を整備する事業の資金に充てるため、生駒市子ども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第12号

令和3年度決算報告について

令和3年度決算報告について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和4年9月26日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子